

## CONTENTS

page	
1	長時間労働かつ転勤直後にうつ病、自殺 公庫に8,900万円の賠償命令
2	<b>特集</b> そろそろ準備を「労働保険の年度更新」
4	給与計算 こんな時どうする？ 社会保険の徴収時 おさえておきたいチェックポイント
5	すっきりわかる。労災 海外の労働災害に備える「海外派遣の特別加入」
6	人事労務の法律ミニ教室 非常時に36協定を超えて残業 — 代休を与えたら問題ない？
7	助成金を活用しましょう 平成25年度 雇用関係助成金の改正一覧
8	災害ゼロへ！安全管理入門 重大事故を未然に防ぐ「ヒヤリ・ハット報告」
8	労務ひとこと 飲酒強要は「パワハラ」

## 長時間労働かつ転勤直後にうつ病、自殺 公庫に8,900万円の賠償命令

旧農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）に勤務していた男性が自殺したのは、過重労働によるうつ病が原因として、遺族が約1億8,000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は3月6日、公庫に約8,900万円の支払いを命じました。

判決によると、男性は2005年4月に転勤し、同年5月下旬までにうつ病を発症、7月に自殺しました。転勤直前は残業時間が月100時間近くになり、疲労を解消しないまま転勤先で業務を始めていたといいます。

裁判長は「公庫は男性が相当な残業をしても業務が遅れがちだったのを認識していたのに、健康状態が悪化しないよう適切な措置を取らなかった」と指摘しました。ただし判決では、男性が健康上の問題を公庫に相談しなかつ

た点を本人の過失として、賠償額を減額しています。

### 労災認定の基準を参考に

今回の自殺について、労働基準監督署は労災を認定していました。

一般的に、メンタルヘルス不全が労災認定されると、損害賠償請求の裁判においても会社側の安全配慮義務違反が認められる傾向にあるようです。そうであれば、会社は、どのような場合に労災認定されるのかを知っておく必要があるでしょう。

精神疾患の労災認定では「業務による心理的負荷評価表」を使ってストレスの強度を評価します。評価表には、例えば配置転換や転勤の場合、どのようなものがストレス「強」と判断されるのか、どの程度の長時間労働がスト

レス「強」になるのかなど、具体的に示されているので参考になるでしょう。

### チェックリストで早期発見

また、労働安全衛生法では、月100時間を超える残業により疲労の蓄積した労働者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施しなければならないとしています。残業が月80時間を超える場合についても、面接指導が努力義務となっています。

しかし、会社側から働きかけることなく、社員が自発的に申し出てくることはまれでしょう。そこで、80時間を超える残業をしている社員を対象に、厚生労働省の「疲労蓄積度チェックリスト」でセルフチェックさせ、メンタルヘルス不全の早期発見に役立っている企業もあるのです。